

件名	愛媛県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例
主管課	保健福祉課
根拠法令等	生活保護法、生活保護法施行規則
<p>【改正の概要】</p> <p>知事の権限に属する事務のうち市町が処理するものを定めている本条例について、国の法令改正に伴い、所要の改正を行うものです。</p> <p><事務の概要></p> <p>生活保護法では、被保護者に医療扶助や介護扶助を行うためには、医療機関等を指定する必要がある、その申請の受理や県への送付事務について、愛媛県事務処理の特例に関する条例に基づき、各市（松山市を除く）へ移譲しています。</p> <p>なお、指定された医療機関等において、変更等が生じた場合も届出が必要となっています。</p> <p><改正事項></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 今回の法改正に伴い、医療機関の指定更新制の導入、助産機関及び施術機関の指定にかかわる根拠条文が改正されたことによる、根拠規定の改正。 2 指定医療機関等において、変更等が生じた場合の届出に係る根拠条文を修正。 3 指定医療機関等において、医療法等で処分を受けた際の届出に係る根拠条文を修正。 	
施行日	公布日
<p>【その他参考事項】</p>	